

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度第 4 回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成 26 年 10 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 30 分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟 6 階 604 会議室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	様式第 2 号のとおり
議 題	(1)国民健康保険税率等の改正について (2)その他
会 議 資 料	<p>議題(1) 資料内容 税率改正に係るシミュレーションケース ~ について</p> <p>ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度税率改正における各所得階層別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・平成 27 年度税率改正に伴い現行の税額と比較した場合の税額増減額別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 4 人世帯の場合 ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 2 人世帯の場合 ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 1 人世帯の場合 <p>ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度税率改正における各所得階層別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・平成 27 年度税率改正に伴い現行の税額と比較した場合の税額増減額別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 4 人世帯の場合 ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 2 人世帯の場合 ・税率引き上げによるモデル世帯別影響額 1 人世帯の場合 <p>ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度税率改正における各所得階層別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・平成 27 年度税率改正に伴い現行の税額と比較した場合の税額増減額別世帯状況表(平成 26 年 6 月末)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 4人世帯の場合 ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 2人世帯の場合 ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 1人世帯の場合 <p>ケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度税率改正における各所得階層別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・ 平成 27 年度税率改正に伴い現行の税額と比較した場合の税額増減額別世帯状況表(平成 26 年 6 月末) ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 4人世帯の場合 ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 2人世帯の場合 ・ 税率引き上げによるモデル世帯別影響額 1人世帯の場合 																								
<p>担当部課名等</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 民 部 長</td> <td style="width: 33%;">溝井 久男</td> <td style="width: 33%;">市 民 部 次 長</td> <td style="width: 33%;">金子美也子</td> </tr> <tr> <td>国保年金課長</td> <td>及川 利美</td> <td>国保年金課主幹</td> <td>山崎 礼子</td> </tr> <tr> <td>国保年金課副主幹</td> <td>森田 英明</td> <td>国保年金課副主幹</td> <td>森田 悟</td> </tr> <tr> <td>国保年金課主査</td> <td>後藤 毅彦</td> <td>国保年金課主査</td> <td>東 知示</td> </tr> <tr> <td>国保年金課主査</td> <td>高濱 清隆</td> <td>収 税 課 長</td> <td>三上 淳</td> </tr> <tr> <td>収 税 課 主 幹</td> <td>小澤 一良</td> <td>収 税 課 主 幹</td> <td>関口 裕教</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">市民部国保年金課 電話 2998-9131</p>	市 民 部 長	溝井 久男	市 民 部 次 長	金子美也子	国保年金課長	及川 利美	国保年金課主幹	山崎 礼子	国保年金課副主幹	森田 英明	国保年金課副主幹	森田 悟	国保年金課主査	後藤 毅彦	国保年金課主査	東 知示	国保年金課主査	高濱 清隆	収 税 課 長	三上 淳	収 税 課 主 幹	小澤 一良	収 税 課 主 幹	関口 裕教
市 民 部 長	溝井 久男	市 民 部 次 長	金子美也子																						
国保年金課長	及川 利美	国保年金課主幹	山崎 礼子																						
国保年金課副主幹	森田 英明	国保年金課副主幹	森田 悟																						
国保年金課主査	後藤 毅彦	国保年金課主査	東 知示																						
国保年金課主査	高濱 清隆	収 税 課 長	三上 淳																						
収 税 課 主 幹	小澤 一良	収 税 課 主 幹	関口 裕教																						

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局 (山 崎 主 幹)	司会 開会
会 長	開会のあいさつ
事 務 局 (山 崎 主 幹)	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 16 名出席,内 1 名は遅れて入室）。</p> <p>配布資料の確認（本日の次第、本日の会議資料、運営協議会委員名簿、本日の席次表、埼玉の国保 平成 26 年 10 月号）</p> <p>規則（以下、規則）第 4 条第 1 項に基づき、議事進行を会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議事に入る前に事務局から何か説明はありますか。</p>
事 務 局 (山 崎 主 幹)	<p>所沢市の会議の公開に関する指針に基づきまして、本日の議題につきまして、すべて公開でお知らせをしております。</p> <p>傍聴者に対しまして資料を配布することとなります。</p> <p>会議録の記録、確定につきましては、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については、委員とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定については、会長にご承認をいただき署名確定をする方法とします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明のとおりでよろしいですか。</p> <p>（委員からの異議なし）</p> <p>本日の会議の傍聴希望者はありますか。</p>
事 務 局 (山 崎 主 幹)	傍聴人 6 名。入室。
議 長	<p>傍聴人の方に申しあげます。傍聴席におきましては、発言をしたり、議事についての可否を表明すること、また写真撮影、録音等は禁止されております。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。最初に議題(1)国民健康保険税率等の改正についてでございます。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>事 務 局 (及 川 課 長)</p>	<p>議題の(1)国民健康保険税率等の改正について説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、お手元にお配りしてございます資料につきましてご説明させていただきます。この資料につきましては、前回の運営協議会におきましてお示しいたしましたシミュレーションのケース からケース につきまして、それぞれの税率を設定した場合の世帯状況や世帯別影響額を比較していただくためにご用意したものでございます。それでは、資料の内容を記載しております資料の表紙をご覧ください。資料の内容でございますが、ケース 、ケース 、ケース 、ケース についての平成 2 7 年度税率改正における各所得階層別世帯状況表、平成 2 7 年度税率改正に伴い現行の税額と比較した場合の税額増減額別世帯状況表、税率引き上げによるモデル世帯別影響額 4 人世帯の場合、税率引き上げによるモデル世帯別影響額 2 人世帯の場合、税率引き上げによるモデル世帯別影響額 1 人世帯の場合という 5 種類の資料となっております。なお、賦課限度額につきましては、すべてのケースにおいて法定賦課限度額まで引き上げるものとして試算しております。それでは、1 ページ目をお願いいたします。1 ページの資料につきましては、A3 版の横書きの表でございます。この表につきましては、ケース の税率、所得割率 7.2 パーセント、資産割率 30 パーセント、均等割額を 10,500 円、平等割額を 17,000 円とした場合の各所得階層別の世帯状況を表したものでございます。表の左から総所得、世帯数、現行税額と比較した場合の増減世帯数となっております。表の一番左の列に固定有、固定無と記載がございますが、これにつきましては、資産割が課税されている世帯が固定有、資産割が課税されていない世帯が固定無ということでございます。総所得 33 万円以下の世帯でみてみますと世帯数は 20,957 世帯、うち固定有の世帯が 6,223 世帯、固定無の世帯が 14,734 世帯、表の右の方に記載してありますが、平均増額につきましては、1,193 円、固定有の世帯で 1,051 円、固定無の世帯で 1,254 円となっております。ケース につきましては、税率の減は、ございませんのですべての世帯について増額となります。</p> <p>次に 2 ページ目をお願いいたします。こちらの表につきましては、ケース の税率とした場合に現行の税率と比較し、税額の増減額別に世帯状況を表したものでございます。表の左から増減額、総世帯数、被保険者数別世帯数、平均課税所得となっております。表の上段は税額が増額となる世帯、下段は税額が減額となる世帯となっておりますが、先ほど申し上げましたようにケース の税率とした場合については、税率の引き下げはございませんので、すべての世帯につきまして税額が増額となることとなります。ケース の税率とした場合に増額が 10 万円を超える世帯はございません。10 万円の増額となる世帯は</p>
------------------------------	---

237 世帯でございます。最も多い増額層で申しますと 5,000 円から 1,000 円の増額となる層でございますが、この層につきましては、15,185 世帯となっております。

次に 3 ページ目をお願いいたします。こちらは、A4 版の縦の表でございますが、こちらの表につきましては、ケース の税率とした場合に 4 人世帯がどれくらいの影響を受けるかについて、世帯所得別に表したものでございます。なお、資産割につきましては、世帯により状況が異なりますので税額に資産割額は含めておりません。表の左から所得額、現行税額、改正後税額、税込増額、所得額に占める改正後税額の割合、限度額引き上げによる増額分となっております。この中の税込増額の欄をご覧いただければ、税率を改正した場合、所得層ごとにどのくらい増額となるかがお解りいただけるものと思います。

次に 4 ページ目と 5 ページ目につきましては、ただいまご説明いたしました 3 ページの表と同様にケース の税率とした場合の 2 人世帯、1 人世帯について所得別の影響額を表したものでございます。

続きまして 6 ページ目をお願いいたします。こちらの表につきましては、ケース の税率、所得割率 7.2 パーセント、資産割率を 3 ポイント引き下げた 27 パーセント、均等割額 10,500 円、平等割額を 1,000 円引き下げた 16,000 円とした場合の各所得階層別の世帯状況を表したものでございます。ケース の場合とは異なりまして資産割率等の引き下げがございますことから減額となる世帯もあるということでございます。

次に 7 ページ目をお願いいたします。こちらの表につきましては、ケース の税率とした場合に現行の税率と比較し、税額の増減額別に世帯状況を表したものでございます。表の上段は税額が増額となる世帯で 50,889 世帯、中段は増減が無い世帯で 251 世帯、下段は税額が減額となる世帯で 6,102 世帯となっております。

次に 8 ページ目をお願いいたします。こちらの表でございますが、ケース の税率とした場合に 4 人世帯がどの程度の影響を受けるかを世帯所得別に表したものでございます。先ほどご覧いただきましたケース の場合と比較いたしますと所得額が 600 万円から 300 万円の世帯で税込増額が 1,000 円、所得額が 200 万円の世帯で税込増額が 800 円、所得額が 100 万円の世帯で税込増額が 500 円、それぞれ少なくなっております。これは、ケース の場合は平等割額を現行の 17,000 としておりますが、ケース につきましては、平等割額を 1,000 円引き下げた 16,000 円としていることから、税込増額が少なくなっているものでございます。

次に 9 ページと 10 ページをお願いいたします。9 ページと 10 ページにつきましては、ケース の税率とした場合の 2 人世帯と 1 人世帯

		<p>について影響額を表したものでございます。</p> <p>それ以降の 11 ページから 15 ページにつきましては、ケース の税率とした場合、16 ページから 20 ページにつきましては、ケース の税率とした場合でケース 、ケース と同様にその影響額等を表したものでございます。</p> <p>資料の説明については以上でございます。ただいまご説明いたしました資料を参考にしていただきましてご審議いただければと思っております。</p>
議	長	<p>ただ今の事務局から説明につきましてご意見ご質問等がありますか。</p>
委	員	<p>前回の運営協議会において、税率の引き上げにより 4 億 8 千万円の増収が必要になるとの説明をいただいております。この税率のシミュレーション から のケースについて、税収増額の総額については、それぞれ違って来るかと思われませんが、それぞれのケースについての税収増額をお示しく下さい。</p> <p>また、ケース から の税率の組み合わせを設定するにあたっては、例えば低所得者層に配慮した等の考え方があるかと思っておりますが、どのようなことを念頭に今回の から の税率の組み合わせを設定したのかをお聞きします。</p>
議	長	<p>ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (及 川 課 長)		<p>まず、ケース からケース についてのそれぞれの税収増額でございますが、ケース につきましては、約 5 億 5 千万円の増収でございます。ケース につきましては約 4 億 8 千万円、ケース につきましては約 6 億円、ケース につきましては約 5 億 1 千万円でございます。</p> <p>続きまして、今回、ご提示させていただきましたケース からケース の税率を設定したことについての考え方でございますが、前回の運営協議会の中でもご説明させていただきましたが、今回の税率改正の大前提として、平成 23 年度に税率の引き下げを行う前の平成 22 年度までの税率、所得割率 7.3 パーセント、資産割率 30 パーセント、均等割額 11,000 円、平等割額 17,000 円を上限とし、税率の引き上げにより補うものとしております。4 億 8 千万円の税収増が可能な税率の組み合わせを検討いたしました。</p> <p>まず、所得割率を 7.3 パーセントと 7.2 パーセントとし、均等割額とのバランスを考慮しながら試算を行いました。この結果、均等割額については、10,500 円という数字を設定いたしました。</p> <p>ケース とケース につきましては、資産割と平等割を現行のままとしており、ケース とケース につきましては、資産割と平等割に</p>

	<p>についても若干減額する形でご提示させていただいております。</p> <p>昨年、この運営協議会におきまして、税率等の見直しについて協議していただき、賦課方式については、4方式から2方式への変更という形で答申をいただいております。そのような経緯もございますことから本市としては賦課方式2方式が適当であるという考え方に変わりはありません。ただし、資産割と平等割を廃止、あるいは引き下げて賦課方式2方式を目指した場合は、資産割、平等割を廃止、あるいは引き下げた分の税収の減額分を確保しなければなりません。そうなりますと、その税収の減額分を補う方法としては、市の一般会計から繰り入れるか、被保険者の方に税負担増を求めるかのいずれかになります。このことから、賦課方式2方式化に向けて資産割、平等割を一気に廃止するあるいは、大幅に引き下げることは難しい状況であると考えておりますが、資産割率3ポイント、平等割額1,000円という引き下げ幅であれば、上限とさせていただいた所得割率7.3パーセント、均等割額11,000円を超えない形で、資産割、平等割の減収分を賄える税率の組み合わせも可能でありますことから、ケース、について提示させていただきました。</p> <p>また、とのケースでは、全世帯が税負担増となりますが、とのケースでは、税額が減額となる世帯もございます。今回は、被保険者の方に税負担増を求めることとはなりますが、一部の世帯であっても税負担が軽減される世帯もある形の案についてもご提示させていただき、運営協議会の中でご審議いただければと考えております。</p>
委員	<p>先ほどご説明いただいた資料をみますとケースとケースについては、資産割と平等割を引き下げることによって比較的低所得者層に配慮されているように思われますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (及川課長)	<p>平等割額の引き下げについては、全世帯が対象となりますが、資産割の引き下げを含めて低所得者層に対する軽減になるかと思えます。</p>
議長	<p>他にご意見ご質問等がありますか。</p>
委員	<p>前回の協議会で第2市民ギャラリーの売却代金1億7千万円を国民健康保険運営に投入するとの説明がありましたが、第2市民ギャラリーの売却代金は約5億2千万円であったと思えますが、平成28年度、平成29年度についてもそれを国民健康保険運営に投入するのでしょうか。</p>
議長	<p>ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 (及川課長)	第2市民ギャラリーの売却代金約5億2千万円につきましては、平成27年度から平成29年度まで均等に1億7千万円ずつ投入していく形でございます。
議長	他にご意見ご質問等がありますか。
委員	昨年、運営協議会で市長の諮問を受け、答申をしまして議会に送ったわけですが、増税については、何も手を打たれなかったのでしょうか。
議長	ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局 (及川課長)	前回、答申をいただきまして、答申を尊重し平成26年第1回定例会に条例改正案を提出し、承認をいただけませんでした。平成26年度につきましては、税率等を引き上げ被保険者に負担を求めるような対応策は行っておりません。
市民部長	ただいまのご質問に対する回答の補足をさせていただきます。及川課長の説明にもございましたとおり、条例改正案が否決されたのが平成26年3月末でございます。そのため、税込増額についての対応は特にできませんでした。それと同時に国民健康保険特別会計当初予算も否決されております。このため、急遽、暫定予算というものを組みまして当面3ヶ月程度の経費を計上させていただき、4月からは運用いたしました。その後、平成26年の3月末に否決されました国民健康保険特別会計の当初予算を再度提出させていただいた際に、当然、増税分の税収分は見込めませんので、それについては、一般会計からの法定外繰入金を2億4,377万5千円増額いたしまして補ったということでございます。
委員	ありがとうございます。昨年の運営協議会の答申から議会での否決の経緯をみましても、運営協議会の意義というものがどうなのかということを感じます。せっかく昨年も運営協議会の委員が集まって、税率等について協議したわけですが、確かに事務局案を基には検討したわけですが、各委員が意見を出し合って国民健康保険財政がひっ迫しているということを念頭において答申したわけでありまして、この答申に沿った税率改正案が否決されたということでもありますので、議会の責任というものは非常に大きいと思います。税収は増えなくてもいいとの回答をもらったと思っております。そのことから、運営協議会の意義そのものを否定されたことと一緒にあると思っております。これは、一つの意見として申し上げておりますので事務局からの回答は求めませんが議会の方には、そのようなつもりで返事をさせていただいた

いと思っております。また、税率の改正と同時に賦課方式について他の市町村の状況等からも所沢市の賦課方式は 4 方式から 2 方式に変えていきたいとの答申も行いましたが、このことについても否決されたとの認識を持っております。今回の事務局からの から のパターンについては、その意向を汲んで 4 方式ということで提案されたのではないかと考えております。

前回、増税の機会を失ったということは、この 1 年間でどのくらいの損益なのかということを考えていただければ、今後、年間に約 14 億円不足するとの説明がありましたが、もう少し早く手当ができたのではないかと考えておりますので、このことにつきましては、昨年、私たち委員が費やした時間をできましたら返してほしいと思っております。

具体的な税率のプランにつきましては、ケース からケース の中では、昨年の 4 方式から 2 方式に変えていくという考えからも、資産割、平等割を減額して、これを消滅させていく方向で考えるのが筋であると思っております。議会での議論については確認しておりませんが、低所得者に対する増税、それから急激な増額について議論がされたということであれば、このことについても十分に説明できる内容の改正案であると思っております。特に低所得者で資産割がある方、例えば若いときに一生懸命働いて自宅を購入し、住宅ローン等が無くなって、年金で暮らしているような方に資産割の負担をしいることはいかがかという意見もあったと聞いておりますので、この点からも十分に配慮されている内容であると思っております。

それから、もう一つの意見として、先ほどの事務局の説明にもありましたが、4 年前の統一地方選挙が行われる前の年に税率等の改正が議論されまして、税率等の引き下げが行われました。その時も法定外繰入金として多大な金額が繰り入れられていたにもかかわらず、余剰金が出たので、この余剰金の額について減税を行うという論法でございました。その結果が現在の国保財政状況であります。たまたま、統一地方選挙の前の年という時期が今回と一致しているのかもしれませんが、この時期に増税をするということに対して、財政がひっ迫しているから増税するという意見について、低所得者の配慮等の問題だけを取り上げて議会が認めないというのはいかがかと思っております。

市民ギャラリーの売却額そのものを国民健康保険に投入するということは、一般会計からの法定外繰入金を増額することと同じでございますので、法定外繰入金を増額するということは、国保税を納税している方以外の方からの税収を国民健康保険に投入するということです

		<p>ので、税の平等性、受益者負担の原則からしても問題があるのではないかと思います。</p> <p>今回、運営協議会で決められる国民健康保険税率等の改正にあたっては適切な内容の案で見直されることを望みまして意見とさせていただきます。</p>
議	長	ただ今の意見について事務局より何かありますか。
事 務 局 (及 川 課 長)		貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。是非参考にさせていただきたいと思います。
議	長	他にご意見ご質問等がありますか。
委 員		<p>前回の事務局の説明の中で、年間の平均不足額が約 14 億円であり、一般会計からの法定外の繰入金を 7 億円から 7 億 5 千万円に増額し、第 2 市民ギャラリーの売却代金を 3 年間毎年 1 億 7 千万円投入することとしており、合計で 9 億 2 千万円を国民健康保険運営に充てるとしてあります。この金額の決定については、市の上層部において検討したとのことですので、その経緯について市民部長よりご説明をお願いします。</p>
議	長	ただいまのご質問につきまして、説明をお願いします。
市 民 部 長		<p>運営費繰入金 7 億 5 千万円と第 2 市民ギャラリーの売却代金 1 億 7 千万円を国民健康保険に充てる決定に至る経緯についてでございますが、昨年度の国民健康保険税率改正案の否決を受けまして、今年度に入り、副市長をはじめ経営企画部、総務部、財務部、福祉部、健康推進部、市民部の 6 部が集まり何回か調整会議を開催しまして、今後の国保財政についてどのようにしていくかとの議論を行いました。</p> <p>この会議のなかで当然、所沢市の国民健康保険財政状況については、かなり厳しい財政状況でございますことから、一般会計からの繰入金をどうするか等の議論を行ったわけでございますが、一般会計から国保会計に繰り入れるということは、一般会計の方にも影響を及ぼすこととなりますので、一般会計の財政状況等、いろいろな議論を踏まえまして総合的に勘案して協議を進めまして最終的にこの額で決定したものでございます。</p> <p>法定外繰入金 7 億 5 千万円の根拠につきましては、前回の運営協議会で課長からも説明をしておりますが、この法定外繰入金につきましては、国保の財政状況の赤字を補填するための繰入金ということで、決算時に歳入が不足する分を補うために繰り入れるというものでございますが、年度途中で保険給付費等の支払いが滞る事態が生じないよ</p>

		<p>うに当初から例年 7 億円を計上させていただいているものでございます。今回につきましては、お示ししていますとおり、財源が不足することがございますので、その点を考えまして、5 千万円上乘せして 7 億 5 千万円としたものでございます。</p> <p>第 2 市民ギャラリーの売却代金につきましては、先の 9 月議会で一般質問がございまして、市長が答弁しておりますが、先ほど委員さんからの意見にございましたとおり、本来ですと一般会計の中で 5 億 2 千万円を使用することができるのですが、市長といたしましても国保財政が厳しい状況であるということをお案いたしましたして、この全額を国保に投入しようという決断をされたわけでございます。</p> <p>この第 2 市民ギャラリーの売却代金につきましても一般会計から繰り入れられるものでございます。このことから、今回、一般会計から 9 億 2 千万円を国保に投入しているとお考えいただければと思います。</p>
議	長	<p>ただ今の事務局の説明の内容については、前回の運営協議会の資料 1 の 1 ページに要約されております。</p> <p>他にご意見ご質問等がありますか。</p>
委	員	<p>国保税の増税が 1 年早くなされていけば、5 億円ぐらゐの増収は見込めていたわけであり、市民ギャラリーの売却額を国保会計に投入しなければならぬような事態にはならぬかと思ひます。賦課方式をどうするかとかの議論はあつたとは思ひますが、国保税収がひっ迫している中で早急に増税を行ひ、手を打たなければならぬという状況を議会が理解してゐなかつたということが、市民ギャラリーの売却額を国保会計に投入しなければならぬかと思ひがあつたということは議事録に残しておいてほしいと思ひます。</p>
議	長	<p>他にご意見ご質問等がありますか。</p>
委	員	<p>今回、委員の皆様からの色々な意見や事務局からの説明を受けまして感じたことをお伝えしたいと思ひます。</p> <p>昨年、国保税率等の見直しを運営協議会で議論し、賦課方式については 2 方式とすることで答申を行ひましたが、否決されてしまつたので、今回、賦課方式は 4 方式のまま増税するものとし、徐々に 2 方式にむけて検討するということであるかと思ひます。</p> <p>私としては、税率等の改正案が否決されてしまつたことに、正直驚いておられますとともに、委員として賦課方式のあり方等についてもう少し時間をかけて議論すべきだつたと反省しております。</p>
議	長	<p>ただ今の意見について事務局より何かありますか。</p>

事務局 (及 川 課 長)	貴重なご意見、ありがとうございました。
議長	他にご意見ご質問等がありますか。
委員	今回、国保税の引き上げにより約 4 億 8 千万円の税込増を図ることについて議論しておりますが、そのような形で国保税の引き上げをした場合に低所得者にも影響が出ると思われまゝ。そうなりますと、収納率等についても影響がでるのかお聞きいたします。
議長	ただいまのご質問につきまして、説明をお願いします。
収 税 課 長	<p>国民健康保険税現年度課税分の収納率につきましては、平成 23 年度 85.98 パーセント、平成 24 年度 86.50 パーセント、平成 25 年度 86.89 パーセントと上昇傾向にございます。</p> <p>なお、第 3 回国民健康保険運営協議会にて配布しました資料において、予想収納率を毎年 0.3 パーセントとしておりますが、推計値を立てるための目標収納率でございまして、通常毎年諸事情により変化するのが一般的なものでございます。</p> <p>収納部門といたしましては、国保税のみならず市税全般も含め、今年度及び来年度につきましては、消費税率の上昇、諸物価の上昇。また、来年度に国民健康保険税税率の改正案が実施された場合の影響を考えると、目標収納率 0.3 パーセント増としておりますが、現状維持も難しいのではと考えております。</p> <p>いずれにしましても、このような状況の中職員一丸となって目標収納率達成に向け、努力してまいりたいと考えております。</p>
議長	他にご意見ご質問等がありますか。
委員	生活困窮者の自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されますが、これに伴い生活保護を適用されていない低所得者、いわゆるボーダーライン上の低所得者について国民健康保険税の軽減措置についてお聞かせいただきたいと思ひます。また、国民健康保険については、境界層措置があるときいておりますが、これについてのご説明もお願いいたします。

事 務 局 (及 川 課 長)	生活保護の適用を受けられない低所得者については、国民健康保険税の減免基準を設けておりまして、そちらの方で対応させていただいております。境界層措置につきましては、次回の運営協議会においてご説明させていただきたいと思っております。
議 長	他にご意見ご質問等がありますか。
委 員	先ほど事務局より、ケース からケース の税込増額をお示しいただきましたが、最初の説明で不足額年間 4 億 8 千万円を税込増で賄うとしていたのに、 、 のケースについては、4 億 8 千万円を上回る税込増額になります。このことについては、どのような説明になるのでしょうか。
議 長	ただいまのご質問につきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 及 川 課 長	4 億 8 千万円を税込増で賄うこととしておりますが、これはご説明した条件で推計し、最低限必要となる額として提示させていただいております。賦課限度額についても法定賦課限度額まで引き上げることは決定していない状況ではございますが、限度額を法定限度額まで引き上げることができたものとして最低限 4 億 8 千万円の税込増が必要でありますので、この額を上回る税率の設定についてもご提示させていただいたものでございます。
委 員	対外的に税率の引き上げの説明するときに、これだけ税金が不足するので、この額について増税できる税率を設定しましたとする方が理解を得られるのではないのでしょうか。今回の 、 の税率の設定につきましては、不足する額を上回る税込増が見込める組み合わせを提示しており、不足する額より少し多めに取ってしまうとの印象を与えてしまい理解を得られなくなることもあるのではないのでしょうか。
事 務 局	ただ今の意見については、おっしゃるとおりであると思っております。今回、運営協議会でご提示させていただいたシミュレーションのケース から については、不足額を補える税率の設定のいくつかの例としてご提示させていただいておりますので、不足額 4 億 8 千万円の税込増額に合わせて税率等の微調整を行うことも可能でございますので、その点も検討していきたいと考えております。
議 長	他にご意見ご質問等がありますか。 無いようですので、次の議題に進めさせていただきます。次に議題(2) その他でございますが、事務局から何かございますか。
事 務 局	特にございません。

様式第 2 号

議 長	<p>本日の議事につきましてはこれにて終了とさせていただきます。 委員さんから何か発言はございますか。 (委員から発言なし) 事務局より連絡事項はありますか。</p>
事務局 (及川課長)	<p>次回第 5 回運営協議会につきましては 10 月 29 日(水)午後 1 時 30 分から低層棟 3 階の全員協議会室での開催を予定しております。 (開催通知配布) 次回の協議内容でございますが、今までお配りいたしました資料等を参考にいただきましてご審議いただき、不足額 4 億 8 千万円について、賦課方式について、賦課限度額について、税率等についてのご判断をいただきたいと考えております。</p>
議 長	<p>以上で議事はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>ありがとうございました。大館会長におかれましては長時間にわたり議長をお努めいただきましてありがとうございました。 次回の会議までに資料等のご要望がございましたらお帰りの際に事務局におっしゃっていただくか、電話等でご連絡をいただきますようお願いいたします。</p>
職務代理	<p>閉会のあいさつ</p>
事務局 (山崎主幹)	<p>閉会</p>
会長署名	

平成26年度第4回所沢市国民健康保険運営協議会出欠簿			
代表区分	所属		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会		竹 島 美 保 子
	いるま野農業協同組合		鹿 島 正 之 助
		×	諸 星 賀 津 美
	所沢市連合婦人会		木 下 登 美 子
	所沢商工会議所		吉 澤 富 江
	所沢市自治連合会	×	小 峰 啓 佑
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	×	柳 内 仁
			梨 子 田 行 孝
			駒 崎 敏 郎
			黒 河 圭 介
	所沢市歯科医師会		島 田 和 浩
	所沢市薬剤師会		齋 藤 祐 次
公益代表	市長が定める者		大 舘 靖 治
			君 田 典 子
			吉 野 貞 治
	所沢商店街連合会		小 澤 正 明
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会		秋 葉 義 男
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	浅 見 富 美 明
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×	金 子 俊 幸
	公立学校共済組合 埼玉支部		水 野 淳 司
	西武健康保険組合		早 川 正 道